

## 指導者原理の意義と其歴史的背景

町田實秀

茲に「指導者原理」と言ふは、ナチス法律に於て Prinzip der Führung, Führerprinzip, Führergrundsatz 等の語を以て表現されるものを指す。之はヒットラーの「我が闘争」に於て展開され、ナチス黨の長年に亙る政治闘争の間に體驗され、實證されし「指導」(Führung)、乃至「指導者思想」(Führergedanke) がナチス革命の完成と共に、常に政治的指導としてのみならず、あらゆる團體——地方團體、勞働奉仕團、經濟的文化的諸團體、勞働戰線、經營協同體等々——に一貫して行はるるにいたりし形成原理である。

従來とても「政治上の指導」とか「政治上の指導者」と云ふ様な表現が往々用ひられてゐたが、夫は唯『漫然と主動的地位に立つ事を意味するに他ならなかつた』(戸澤鑛彦教授、政治家の性格、國、『家學會雜誌』第五〇卷第四號三三頁)。「指導」を稍々科學的に定義せんとする者において『指導は往々、廣く、一定の目的の實現のために幾つかの意思の主體を動かす事と解せられ、その中には嚴正の意義に於ける支配も操縦も含まれる事となる』(前掲三)。従つて之を一層嚴密に定義せんとせば指導とは『能

動者と被動者が嚴正の意義に於て共同の目的を追求し、能動者が被動者を動かすに強制を手段とせず、教導と援助による『(前掲三)』ことを意味すると言へるであらうが、ナチスの「指導」は特殊の意義を有し、「指導者」(Führer)と「指導者に従ふ者」即ち一體としての「從者」(Gefolgschaft)との協同體を前提とし、指導者と從者との相互的信義忠誠關係を基礎として、全責任と絶對的權威とを以て行はるるものである。沿革的には議會制の危機に對する打開策として現れ、個人主義的世界觀の下に行はるる團體意思形成原理たる「多數決原理」(Majoritätsprinzip)を排撃して、一人格に團體の運営の一切を任せんとするものである。

かゝる意味に於ける「指導」は、ナチス運動の萌芽たる「獨逸労働黨」(Deutsche Arbeiterpartei)の組織にも、又一九二〇年二月二十五日に公表された黨綱領二十五箇條(25 Punkte des Parteiprogrammes)にも、未だ採用されなかつた。黨名は同年八月八日に、現在用ひられて居る「國民社會主義獨逸労働黨」(NSDAP)と改稱されたが、黨の組織は依然として自由主義的多數決原理に基く合議制であつた。然るに翌年七月二十九日、ヒットラーが黨の主席議長に選任せられ、黨の改組の全權が委任せらるるや、從來の合議制を廢し、ヒットラーが指導者として全責任を負ふて、黨を獨裁的に指導することとなり、茲に初めて「指導」が實踐され始めたのである。

斯くてヒットラーは黨の指導の間に體驗を積みつゝ、議會制を攻撃して、投票と多數決原理による無責任な多頭的合議制に代ゆるに責任と權威の人格的指導を以てすべきことを、演説に將又「我が闘争」に、反覆強調し其間に次第に指導者思想を展開したのである。斯くの如く議會制に對する論争と闘争との間に指導者原理は次第に明確にされて來たのみならず、之を自己の黨自體の中で實踐し、之によりて黨員の結束と闘志は愈々固く、黨は急速度に擴大して、

確信は益々強められた。斯くて一九二六年（我が國等第二巻が出版されし年）にはヒットラーは、『専ら多數 (Majorität) の支配が行はれて居る時代に、斷然指導者思想の原理 (Das Prinzip des Führergedankens) に立脚し、その必然の結果として、責任主義を執るところの運動 (Bewegung) は他日數學的正確さを以て、從來の状態を克服し、堂々と勝利者となるであらう』(Mein Kampf) と確信を以て將來を約束し得る迄に到つたが、其勝利の日は遂に一九三三年一月三十日に到來した。多年の宿志である議會制の廢止と政治的指導の實現とを合法的に爲し得る地盤が政權獲得によりて築かれたのである。

然るに議會制の廢止と云つても、議會そのものの機能をは失はしむる他に、自黨以外の多數政黨整理の問題あり、政治的指導の實現を妨ぐるものとしてはライヒに對するラントの獨立國家性の主張の現れとしての聯邦制といふ政治的多元性あり、國家の元首の職と宰相の夫との二元性あり、殊にライヒの統一は中世以來永く獨逸民族が切望し乍ら然かも實現し得なかつたものである（本誌第二巻第六號所載の「上原專祿教授の論稿参照」）。然し之等の二元性多元性を一元化するに非ずんば完全なる國家指導は不可能であつた。然かも之等の諸懸案を驚異的迅速に解決し、指導者原理を確立し得たのは、政府へ立法權を付與した爲めであり、之が又ライヒ議會の機能を失はしむるに消極的に役立ち、結果的に權力分立制の廢止となり、指導をして完からしめた。即ち政權獲得後間もなく、三月二十四日に「授權法」(G. zur Behebung der Not vom Volk) を可決し、之に基いて政府は矢繼早に、所謂「簡易立法」を行つて、指導者原理の制度的實現を「合法的に」成し遂げたのである。其經過は既に諸家によりて解説されて居る故、茲では唯論述の順序として大綱を素描するに止める。

註、詳細は宮澤俊義教授の「國民革命とドイツ憲法」國家學會雜誌第四七卷第九一〇號及び「ナチス・ドイツ憲法の生成」同誌第五二卷第六號、清宮四郎教授の「指導者國家と權力分立」同誌第五〇卷第六號、杉村章三郎教授の「新興獨逸の基礎法」

同誌第五二卷第六號、及び「公法法規から見たる獨逸の獨裁制」法律時報第六卷第三號等に譲る。

先づ「ラントとライヒとの第二均制法」(Zweites Gesetz zur Gleichschaltung der Länder mit dem Reich vom 7. VIII. 1933) によりてラントの議會主義を否定すると共に、ラントにライヒ代官(Reichstatthalter)を設けてラントの施政をライヒ宰相の施政方針に従屬せしめ、次で「ライヒ改造法」(Gesetz über den Neuaufbau des Reiches vom 30. I. 1934) によりて愈々ラントの議會を廢止し、ラントの高權をライヒに移し、ラントの獨立國家性を否定したが、更に「ライヒ代官法」(Reichstatthaltergesetz) は嚮に設置せるライヒ代官を一種の地方長官に迄高めて、茲に全く聯邦制とラントの議會制を廢止し、ライヒ宰相の完全なる中央集權が實現した。

又、林立せる多數の政黨を整理する爲めには、先づ之等の破壞解消に著々成功したる後、「新政黨禁止法」(Gesetz gegen die Neubildung von Parteien) を以て、國民社會主義獨逸勞動黨を唯一の黨なりと宣言し、他の政黨の維持並びに新設を禁止して、茲に一國一黨を法律的に確立した。然かも此唯一の黨の指導者が、中央集權化された中央政府の首班たることによりて、政治的指導は漸く完全なものに近づいたが、國家指導をして眞の指導たらしむるには尙從來の權力分立制並びに之に伴ふ相互的監督主義を止揚せねばならなかつた。之が爲めには前記の諸立法に先立つて「授權法」はライヒ政府に立法權を認めたと、進んで「ライヒ改造法」はライヒ政府に新憲法制定權をさへ付與して、所謂「自由主義的執行」(Exekutive) は茲に再び眞の統治(echte Regierung)となつた」(Walz, Der Führerstaat in Deutschland, S. 249)。斯くの如き眞の統治の府の首班にして且唯一の黨の指導者たるヒットラーは一九三四年八月二日には「元首法」(Gesetz über das Staatsoberhaupt des Deutschen Reichs vom 1. VIII. 1934) によりて、大統領及び宰相の權限を一身に收め、國家權力は總て指導者の總攬するところとなつて、指導者原理は茲に完全に實現したのである(Staatsoberhaupt, S. 15, 88)。蓋し元首法の結果として、指導者兼宰相は國大臣に優

指導者原理の意義と其歴史的背景

越する最高の地位に在り、國大臣は從來の如く宰相と共に多數決原理に立つ合議體を構成するものに非ずして、閣員は指導者兼宰相の協力者であり下級指導者である(Huber, Verfas.)。例へば政府の立法は各大臣の合議投票によりて行はるゝものでなく、一般的合議並びに意見の開陳を行つた上で指導者が決斷する(O. S. 124.)。

斯くの如き比類なき権力と獨裁權を掌握した指導者に對して、國軍は一九三四年八月二十日の法律に従ひ、國大臣、ライヒ代官、地方政府閣員は同年十月十六日の法律に従ひ、直接個人的な忠誠を宣誓することになつて、茲に指導者と從者との直接個人的な忠誠關係が成立した。

國家に於ける指導者原理の確立と並行して其他の方面にも指導者原理が導入された。今其中の著しきものを擧ぐれば、

市町村に於ては、先づ「プロイセン市町村組織法」(Das preussische Gemeindeverfa.)によりて、獨逸最大のラントに於ける市町村議會制が廢止されたが、次で一九三五年一月三十日には「獨逸市町村制」(Die Deutsche Gemeindeordnung)を以て之を全國に及ぼし、市町村長が全責任を以て市町村行政を行ふべきことを定めて、市町村に於ける指導者原理を確立した。

又經濟其他の分野に於ても相次で指導者原理が法律的に實現されたが、最も明白な規定を設けて居るのは一九三四年一月二十日の「國民勞働秩序法」(Gesetz zur Ordnung der Nationalen Arbeit)である。

之によれば經營(Betrieb)は一個の協同體であつて、企業家は經營の指導者(Führer)、使用人及び勞働者は其從者(Gefolgschaft)として、相協同して經營の目的を促進し、且つ國民及び國家の協同利益を圖るべきものであり(同法第一條)。

經營の指導者は其經營内の總ての事項に付き決定を下し、從者の福祉を圖り、從者は指導者に對し經營協同體に基く

忠誠を保つべきものである(同法第(三)條)。而して從來の勞資の利益對立を前提とした集團的協定は否定され、各個の經營の勞働條件を規律すべき經營規則(Betriebsordnung)は經營の指導者としての企業家によつて獨裁的に制定されることとなつた(同法第(二)條以下)。斯くして經營に於ても其指導者が唯一の立法者行政者となつて茲に指導者原理の確立を見たのである。(註1)

註1、各種團體に於ける指導者原理の實現は未だ其途上に在るが、逸早く指導者原理を導入せる法律の中、主なるものを列擧すれば左の如し。

ナトコ食糧團體法(Reichsnährstands Gesetz vom 13. IX. 1933) ナトコ食糧團體暫定的構成施行令(Erste VO. über den vorläufigen Aufbau des Reichsnährstands vom 8. XII. 1933, § 10 f.) 獨逸手工業暫定的構成法(Gesetz über den vorläufigen Aufbau des Deutschen Handwerks vom 29. XI. 1933, § 1.) 獨逸手工業暫定的構成第一次令(Erste VO. über den vorläufigen Aufbau des Deutschen Handwerks vom 19. XII. 1934, § 13.) 同(二)第二次令(Zweites VO. über den vorläufigen Aufbau des Deutschen Handwerks vom 18. I. 1935, § 1.) 獨逸經濟有機的構成準備法(Gesetz zur Vorbereitung des organischen Aufbaus der Deutschen Wirtschaft vom 27. II. 1934, § 1 Ziff. 3, 4.) 同施行令(Erste VO. zur Durchführung des G. zur Vorbereitung des organischen Aufbaus vom 27. XI. 1934, §§ 11 ff., 16 f., 28, 34.) 商工會議所令(VO. über die Industrie- und Handelskammern vom 20. VIII. 1934, § 2.) 有機的的交通構成令(VO. über den organischen Aufbau des Verkehrs vom 25. IX. 1935, § 16, Abs. 2.) 獨逸疾病倉庫醫組合令(VO. über die Kas-senärztliche Vereinigung Deutschlands vom 2. VIII. 1933, §§ 7 f.) ナトコ醫團法(Reichsärztliche O. vom 13. XII. 1935, § 21.) 社會保險構成法(Gesetz über den Aufbau der Sozialversicherung vom 5. VIII. 1934, Art. 7 §§ 1 ff.) 編輯入法(Schriftleitergesetz vom 4. X. 1933, Abs. 1.) 劇法(Theatergesetz vom 15. V. 1934, §§ 2, 8.)

指導者原理の意義と其歴史的背景

註二、經營に於ける指導者原理に付いては、後藤清教授の「ナチスの勞働法制」杉村木村我妻後藤共著、ナチスの法律所載及び「ナチス勞働法の基本原則」國家學會雜誌第五二卷第七號參照。

## 二

指導者原理は國家に於て最も理想的に行はれて居る。然し指導者國家は獨裁專制國家であり、「往時の專主政治への逆轉以外の何ものでもない」(清宮四郎教授前掲、揚文四〇頁)と非難される。權力分立制と議會制とを否認し、一切の國家權力を一身に收め、自らの意思を以て法律となし、ナチス世界觀と云ふ信仰を國民に強ゆる指導者は殆ど往時の專制君主に近す。羅馬教會の支配を脱して信教決定權を獲得し、自國領内の最高監督(summus episcopus)となり、等族の諸特權を回復して一切の法規の羈絆を脱し(legibus solutus)、絶對の支配者となりし專制君主から區別さるべき主要な點は、指導者は主權者に非ず世襲的君主に非ず、と言はれ得るのみ。否寧ろ主權者以上とも言ひ得べく(清宮四郎教授前掲、獨逸に於ては往時の專制君主國家がラントに於て成立したるに反し、指導者國家はライヒを統一して成れる點に於て、指導者は史上稀に見る權力者である。)

抑々近代歐洲の思想的制度的發展の主潮を極めて大膽に要約せば、人間が自ら神たらんとする過程であつたと云へるであらう。其第一段階に於ては專制君主が神の位に即いて絶對の支配を行ひ、茲に初めて近代的統一國家が成立した。次の段階に於ては、支配の目的物となりし個人が、人の人たるの權威(Menschenwürde)と自主獨立(Autarchie)とを主張して自ら神たらんとし、茲に君主對人民の二元的對立が意識され始め、遂に前者の權利は之を相對化し、後

者の權利は之を絶對化し、人民の自己自らの支配によりて、此對立を止揚せんとした。支配からの自由を確認保障する制度としては、一方、自由權若しくは基本權の目錄を作つて支配よりの中立地帯を設け、他方、權力分立制によりて支配權の作用を分割し互に牽制し監督し均衡をとらしめて其力の復舊を妨げた。然し之が爲めに協同體は崩壊し、人は所謂市民社會の面に於て全くの孤立的個人となり、他方國家權力の統一は破られた。而して右の如く自由となりし獨立の個人は、分立せしめられた三種の中の立法に平等に參與して、自らの作りし法律に司法と行政とを従はしむることによりて、人の自己自らに對する支配が實現さるるものと信じ、茲に自由主義と民主政とは結び付いた。

此自由民主政と君主政との妥協が十九世紀に於ける獨逸の立憲君主政である。君主の支配權は量的に制限され、質的には「神の恩寵」と云ふ超越的基礎付けによりて一應は擁護されたが、超越的説明が説得力を失つてからは、君主と人民との對立を、兩者を包攝する國家の主權によりて回避せんとした。然し當時の私法的な個人主義的思惟に於ては、主權の主體とされた國家は實は兩者を包攝するものに非ずして、抽象的な第三の個人格である。肉身をもつた可視的な君主から主權は不可視的な國家法人格に移つて、國家對個人といふ形で對立は殘された。而して個々人の複數意思を統合して得られた單一意思をもつて國家の意思となした。此際君主は法律的にも國家意思の形成に協力したが、具體的な國家の統一性のシンボルとしても大きな意味をもつて居たのである。然るに大戰後獨逸はかゝる意義を有する君主を失ひ、且つ政府が議會に依存するに及んで、此議會に於て國民の單一意思が見出されざる時には、國家は活動を休止し崩壊せざるを得ない結果となつた。

抑々民主政は自由平等を前提として、複數意思を多數決原理を用ひて單一意思に迄統合する。然し複數意思の背後

には、少くとも潜在的に、既に全體といふ意識の存在が豫想されねばならぬ。多數決は論理的にも全體の中に在りてのみ可能である。異見をもつ少数者は自説を優れりと考へ乍ら、然かも尙全體の單一意思を作り上ぐることを、より切に念願するが故に、多數者の主張に屈服し、之を多數者のみならず少数者をも含めた全體の主張と認めることによりて初めて多數決は成立する。故に個人主義的自然法社會學說に於ても、自然状態に在りて全く孤立せる人間が初めて集まつて社會を成す時、即ち原始的社會契約 (Uretzag) には多數決を認めずして、集れる總ての者 (omnes et singuli) の同意を必要となして居るのである (Strosselsky, Das Majoritätsprinzip, S. 118f.)。

常備軍と官僚との力に據つて起れる専制君主政に對抗して、「民主政を主張せる當時の市民階級は財産と教養と身分とを略々同じくし、理念としてのみならず又現實に「平等」であり、市民階級全體と云ふ意識が強かつたから、多數決原理は好く運用せられて民主政は實質的意義を有したが、資本主義の發展は財産と教養に大なる懸隔を生ぜしめ、第四階級の政治的參與と共に「平等」は形式化し、全體的意識は稀薄となり、民主政は形式的民主政となり、機械的な數の支配に墮した。此勢は大戦後の共和國に於て益々甚だしく、議會主義と相俟つて完全に其弊を曝露した。大戦前大體五個を數ふるに過ぎざりし政黨は四十六七に迄増加して、世界觀的、階級的、利害的對立甚だしき小黨の林立は國家を全く分裂せしめた。かゝる情勢下に於て多數決原理が行はれ得ざるや明かである。諸政黨群の妥協によりて僅かに内閣は成立し又忽ちに互壞した。然し此妥協すらも不可能となると、國家活動の休止を救ふ爲めには大統領の緊急令(ヴァイマル憲法四十八條二項)の發動を仰がねばならなかつた。斯くしてナチス革命直前約二年半(一九三〇年九月十四日より一九三三年一月三十日まで)は收拾のつかざる議會から超越し、内閣は大統領の信任に基いて所謂大統領内閣 (Präsidentkabinett, Präsidialsystem) として

漸く國家活動を續け得たのであつた。茲に生れたのが所謂「權威國家」(der autoritäre Staat)のイデオロギーである。茲に權威と云ふは政黨の妥協から獨立せる支配體制である(Ritterbusch, Die Volksgemeinschaft)。即ち常備軍と官僚を支柱として立てる專制君主國家を合理化の名の下に解體し、個々人としての人民の自己支配をイデオロギーとした自由主義的民主政は遂に茲に自殺を遂げ「政治的經濟的對立相剋から超越して國家を代表する權力である大統領と國軍と官僚が茲に再び國家の權威と高權とを恢復したのである」(Haber, Verfas., S. 31)。之を自由民主主義的憲法學者は「例外狀態」(Ausnahmestand)と云ひ、「獨裁」(Diktatur)と稱したが、茲まで來れば指導者國家と紙一重である。ヒットラー内閣も初は大統領内閣として成立した。ナチスは此例外狀態を常態化し更に徹底させたものと見ることが出來よう。近代國家成立以來、協同體の個人主義的解體現象の進展にも拘らず、國家の支柱として現代に迄いたれる軍隊と官僚——殊にプロイセンの夫等——に於て培はれ來れる「下に對しては權威、上に對しては責任」(Autorität nach unten und Verantwortlichkeit nach oben) (Mein Kampf, S. 50)の指導者原理を軍隊と官僚以外にも及ぼすことによりて全國民を國家の支柱となしたのである。之に依りて指導者國家は往時の專制君主國家より遙に強固なるものとなつたが、此プロイセン的指導者原理はゲルマン的協同體意識と結び付くことによりてナチスの指導者原理となる。

### 三

古ゲルマン民族の團體生活(註)には、其結合の契機から見て二つの相異なるものがあつた。一は血によりて結ばれたる自然的血縁關係であるところの氏族團體 (Stippe, Mageschaft) であり、他は意思を契機とする人爲的契約關係である

指導者原理の意義と其歴史的背景

ところの從者關係<sup>(註二)</sup>(Gefolgschaft)である。

註一、主として Brunner, Deutsche Rechtsgeschichte 並びに Fehr, Deutsche Rechtsgeschichte の記述に據るが、協同體の意識を読みとるに急にして稍々一面的解釋に墮せんとする弊なきにしもあらず。原典に據る眞摯なる研究につきては本誌第一卷第二號所載の上原專祿教授の論稿「古ゲルマン民族の國家生活」を参照され度し。本稿亦之に負ふところ多し。

註二、ゲルマン時代の Gefolgschaft は普通には「扈從」とか「從士」と譯されて居るが、茲では「從者」又は「從者關係」と譯して置く。

氏族は數家族より成るが經濟法律其他一切の生活に於て最小の單位であり、集つて政治的統一體たる部族 (Volkarschaft, civitas) を成して居た。人は先づ氏族に屬して初めて法律上の地位を得、自由民として部族に於ける政治生活を営み、戦時には氏族が其儘一部隊を成した。いはば氏族團體は自然的完全協同體であつた。斯くの如き氏族團體を構成する氏人 (Mann) は又孰れも自己の氏族を擔つて居た。各個の氏人が氏族の具現者であつたから、一人の氏人に危害を加へると云ふことは、同時に又其氏族全體に危害を加へることであつた。或氏族の一人が他の氏族の一人を殺害した時には、被害者の屬する氏族の氏人は孰れも、當に當該加害者に對してのみならず、加害者の屬する氏族の氏人全體に對して、所謂「血の復讐」(Blutrache) を爲すの權利と義務とを有し、後に平和的な解決方法が行はれる様になつてからは、贖罪金 (Buße) を要求するの權利と義務とを有したと云ふことは、<sup>(註一)</sup>人が血の契機によりて氏族團體の構成員たるに止らず、構成員各個が全體を擔ひ之を具現化して居たものと解釋し得るであらう。茲に我々は獨逸的な團體意識、完全なる協同體の姿を見るのである。<sup>(註二)</sup>

民族團體の集つて成れる部族と云ふ政治的統一體も亦完全なる協同體であつた。個々の民族のみにて處理し得ざる、部族全體に重大關係を有する、立法司法軍事等に關しては、部族を構成する者全體が參集して、全員の一致せる行動によりて事を決しなければならなかつた。此部族員全體の集りを「民會」(Thing, Ding, concilium)と云ふ。「全體」(omnes)と云つても勿論老若男女總てではなく、自由民の中の武器携帶資格ある男子の全體 (actus, Genna)であつて、之が武装して集合するのであるが、部族の能動的構成員全體が現實に集つて議決その他の行爲をしなければ部族と云ふ全體者の行爲にならぬところに我々は注目せねばならぬ。團體を構成する各員が直接に且つ目に見える形で全部集つて、揃つて行動して初めて團體夫自體の行動となり、具體的に可視的に全員が揃つて行動するところに團體ありとされるのであつて、之が獨逸的な具體的協同體である。<sup>(註三)</sup>或部族を征服して其政治的團體としての生命を奪ふ爲めに民會を禁止すると云ふ方法がとられたと云ふことは、<sup>(註四)</sup>團體が抽象的觀念的存在ではなくして、團體も其構成員も實在であり、構成員全部が具體的に行動し、全體が可視的に現れて初めて統一的團體あり、全員が可視的に集つて行動し得ざれば團體無しと考へた一證左であらう。

註一、Brunner, Deutsche Rechtsgeschichte Bd. 1, S. 119 參照。尙近時巴里駐在の若き獨逸大使館員が一人のユダヤ人に殺害されし時、ナチス政府が獨逸國內のユダヤ人全體に罰金を課したと云ふことは同じ思想の現れと見られるであらう。

註二、本誌第一卷第二號所載の金子鷹之助教授の論稿「獨逸防共思想序説」參照。

註三、*ユダヤキーンケ* (Gierke, Deutsches Genossenschaftsrecht Bd. 1, S. 13) は次の様で説明して居る。"Wenn die Versammlung, sei es als Heer, sei es als Gericht, in unmittelbarer, sinnlich wahrnehmbarer Weise als ein Gesamtwesen beschloß oder handelte, dann wollte oder handelte das Volk?"

指導者原理の意義と其歴史的背景

註曰 Brunner, a. a. O. S. 178, Höhn, Rechtsgemeinschaft und Volksgemeinschaft S. 23.

部族が協同體であると云ふことは民會に於ける議決の方法にも現れて居る。民會に集れる全體は、王 (rex) 又は首長 (princeps) と云ふ政治的指導者の提言を聴き、提案に不賛成ならば「ざわめき」、賛成ならば携へ來りし「武器を打合はせ」(Germ.) て、賛否の意思表示をなすのであるが、「賛否は全會一致で行はれ、多數決の如きことは行はれなす」と説かれる(上原教授前掲論文三九頁)。然し此意味は、假に事實は賛否相分れたとしても、數的に之を一々計算し合計して多數者の意思を以て全體の意思と看做すと云ふ個人主義的な世界に行はれる多數決原理に従つて全體の意思が形成されるのではなくして、ざわめきの聲と武器を打ち合はす音とが融合して、孰れか一方強い方が他方を打消して、一つのドミナントな音響となることに依りて、一個の意思が表示され、結果に於て常に全會一致と云ふことになつて、一つのドミナントな音響と解釋し得る。即ち集れる者各々が意思表示をなすのではあるが、個々の意思を數的に算へて全體の意思を形成するのではなくして、初めから端的に全體の意思が具體的に浮び上る。

此意思が又民衆の側から初めに表示されるのではなくて王なり首長なりの提案に對してなされることも注意に價する。部族の一員でありながら政治的に最も優れた者が指導者として何が部族の意思であるかを洞察して、之を會衆に提示し、人格の力と巧みなる辯舌を以て大衆の蒙を啓いて承認を求めるのである。王や首長は「命令するの權力を以つて、といふよりは説得するの權威を以つて」、即ち「年齢の多少、家系の尊卑、戦功の多少、辯舌の能否に相應して」(Germ. C. II. 上原教授譯) 發言する、とタキトスは誌して居る。即ち「王は國家法制上の法律的權利によるといふよりは、むしろ王の個人的倫理的な人格の力によつて、事實上大衆を導く」(上原教授前掲論文四七頁) ののである。

部族全體の王なく首長達のみ存する部族に在りては、戦時には軍の「統師」(dux, Herzog)が選ばれるが、之に在りては一層強く指導者性が現れる。タキトゥス曰く『統師たちは權力によるよりはむしろ範たるにより、即ち或は行に敏に、或は衆に秀いで、或は最前線に馳驅し、要は感嘆の念によりて、衆に將たり』と(上原教授譯)。然し之は國家非常時の指導者であつて平和克復すれば統師の職は解かれる。

統師が戦時中のみの部族全體の指導者たるに反して、王や首長は平時「常に選ばれたる若者の大なる群に圍繞されり」(Germ. C. 13)。而て、戦時には是等の若者は、王や『首長のために戦ふ』(Germ. C. 14)のであつた。之が初めに一言したる『Gelöbtschwur』即ち從者である。志ある若者は自己の氏族團體を一時離れて王や首長の如き有力者を主君と仰ぎ、忠誠を誓約して勤務する。即ち自然的血縁關係から脱して新に自由意思に基く契約關係に入るのであるが、協同體が解消して純然たる個人格間の關係が生ずるのではない。主君對從者の關係は單なる債務關係ではなくして身分法的關係である。兩者は相互的信義忠誠によりて結合され、然かも從者は主君の館に居住し、主君並びに主君の他の從者達と寢食を共にすることによりて、生活協同體が成立する。而して氏族團體の場合と同じく從者が殺害されれば主君は復讐の權利と義務とを有するのである(Planitz, Germanische S. 22)。主君が從者の爲めに復讐をなすのであつて、同僚の從者が此權利義務を有するのではないといふことは、氏族團體内部の關係が横の關係を主とするに反し從者關係は縦の關係を主とすることを意味する。主君と其從者達との生活協同體は主君と個々の從者との間の關係から二次的に生ずるものである。夫故に後には主從間の縦の關係のみが強調されて來る。此忠勤關係は初は一時的な奉公關係で、家庭を作る時到来れば從者は暇を乞ふて此關係を解消したらしいが(Schwern, Germanische S. 23)。次第に永續的となり、終身となり、世襲

的となると共に、他方、従者は主君の館を離れて生活し、生活並びに軍馬飼育の料として土地が與へられる様になつて、封建制度が發達し、君臣關係の相互的信義忠誠關係は縦の關係として益々強調せられて來る。又一方に於ては此忠勤關係からゲルマン的身分法的雇傭關係が發達し、個人主義的なローマ法の雇傭契約の思想によりて債權化さるる迄は、獨逸に於ては雇主と被傭者は身分法的な結合をなしたのである。而して之等の主従君臣關係、雇主被傭者の關係に於て兩人格を結合するものが所謂ゲルマン的信義忠誠 (Germanische Treu) である。

〔ゲルマン古代の協同體的團體生活及び其意識、相互的信義忠誠關係が中世を通じて永く獨逸人の生活と意識を支配して居たことは幾多のゲルマニステン殊にギールケによりて説かれるところであるが、近世殊に啓蒙時代以後の合理主義は人間の權威と自主獨立を主張して、人を協同體から解放し、個人に絶對の價値を置いて之から全體を構成し把握せんとして、個人主義的世界觀となり、法律の分野ではローマ法的思惟となり、政治的には自由民主政となつて、獨逸に於てもゲルマン的協同體意識は著しく衰頹したのであるが、世界大戰と云ふ國難に遭遇して、獨逸人は再び協同體意識に目醒めて來た。殊に長年戰線に立つて祖國の爲めに戰つた者の間に特に強く獨逸民族協同體の一員であると云ふことが體驗され、戦後引續いて外國の壓迫の下に苦しみ乍ら、政争と階級闘争に國內の對立相刻甚だしく没落への一途を辿る祖國を救ふ道は、戦線兵士の體驗に得たる協同體精神を以て民族の團結を強化するより他なしとの確信に到達し、此確信が次第に大衆に普及したところに國民社會主義獨逸労働黨の勝利が齎されたのである。然らば此新しき協同體意識にゲルマン的な協同體意識と相互的信義忠誠が如何なる形に於て復活し、プロイセン的「權威と責任」の思想が之に結びついてナチスの指導者原理となつたか。

#### 四

近代思想は協同體を解體したのみならず、人間を解體した。之を舊に復するものが所謂血 (Blut) のミトスである。血によりて抽象的自我、權利の主體は、生ける具體的の人間となり、血を同じくするといふことによりて此生ける人間と人間とは結合され<sup>(註一)</sup>、更に之に土 (Boden) と云ふミトスが加はつて、茲に郷土と歴史をもち運命を共にする民族協同體が成立する。従來政治的權力のみで結合統一されて居た國民が夫自體固き結合體である民族協同體となれば、統一の爲めの政治的權力であつた國家は必要不可欠なものではなくなり單に『目的への手段 (Mittel zum Zweck) に過ぎざるものとなる。而して『其目的は協同體の維持促進に在る』(Mein Kampf) ことになり、此血を同じくする協同體を純潔に維持促進する爲めに血を異にする者は排斥されてユダヤ人問題となる。<sup>(註二)</sup>

註一、三浦新七博士(「西洋文化と日本精神」本誌第三卷第一號八頁)は「ナチス獨逸に於て血を同じうする事が團體の基礎と考へられて、ルーター以來の同一方向に流るゝ意思を以て團體とする思想を基礎づけんとしつゝある」と説明せられる。

註二、ニコライ(Nicolai, Der Staat im Nationalsozialistischen Weltbild S. 8)も説く如く民族と云ふ概念を單に言語協同體(Sprachgemeinschaft)と解したのが十九世紀の國民思想の特質である。民族自決も亦言語を基礎としてゐる。然し斯くの如く言語のみにて協同體を把握せんとする時には獨逸語を母國語とするユダヤ人も獨逸民族協同體の構成員となる。

47 斯くの如くして「民族の優位」(Primat des Volkes)が根本原理となるが、此民族協同體は屢々誤解されて「民族共同體の、それを構成する個人に對する始源的存在的觀念を隨伴し、前者のみに固有價值を與へ、後者には單に派生

指導者原理の意義と其歴史的背景

的價値を認めるに過ぎぬ』(福宮四郎教授『前掲論文七頁』)と説かれるが、獨逸の協同體思想は個人主義思想とは對蹠的なものではなくして寧ろ全體と個との同時實在である。『獨逸思想は全體から個體を説明せんとする總體主義と個體から全體を説明せんとする個別主義との中間にあるもの、希臘文化と羅馬文化とを融合せんとするものである』(三浦博士前掲『獨逸博士前』)。而して斯くの如き協同體は古代ゲルマン民族の氏族や部族の團體と同じく種の同一性を備へた民族構成員の全部が現實に集つて意思し行動することによつて可視的具體的に把握されるのである。然し現代の大國家獨逸をゲルマン古代の小さな政治的團體である部族の様に民會の形で視ることは出来ぬ。然し武器携帯能力ある能動的構成員の全體に於て部族そのものが具體的に把握された様に「獨逸的國家觀念の支擔者」(黨ト國家トノ一體確保ノ爲メノ法律第一條)即ち獨逸民族協同體と云ふ意識を強烈にもつナチス黨員の大集會に於て獨逸民族協同體は可視的に具體化される。黨大會が屢々行はれるのは即ち之が爲めである。

一九三五年のニュルンベルク大會でヒットラーは言つて居る(Die Rechtsentwicklung der Jahre)。

『我々は我々を黨と呼ぶが、然かも我々は獨逸である。……六千八百萬人、頭數を揃へて全部一堂に會することは不可能である。夫にも拘らず今余が前には國民社會主義黨の政治的指導者が一萬五千人乃至一萬八千人立つて居るのはなくして、余の前には諸君に於て獨逸が立つて居る。獨逸民族が立つて居るのだ。』

黨の大會に於て獨逸民族協同體は具體化されるが、連日不斷に大會が催され得ないとすれば獨逸民族は如何にして具體化され行動に移り得るか。相手國側でさへ三嘆措く能はざる指導者の疾風迅雷臨機應變の政治的才腕により民族の希求するところが著々實現し行くのを見て、『從者たる民族は指導者の行動に自己自身の行動を見るのである。』指

導者の行動即民族の行動と感ぜらるゝのである。協同體の構成員は多かれ少かれ協同體を擔ひ之を具體化して居るが、『指導者は協同體を百パーセント肯定する』即ち指導者は協同體の完全なる具現者である (Hans-Helmut Dietze, *Naturle*。cht in der Gegenwart, S. 298.)  
 指導者代理ヘスは一九三六年の法曹大會に於ける開會の辭に述べて曰く、『指導者は我民族の意識下に潛むものを覺醒したのである。誰でもが感じて居たところを明確に表現したのである。彼は我民族精神の肉身化 (Die Inkarnation des Geistes unseres Volkes) である』 (Deutscher Juristen-) 云。

換言すれば『指導者によりて協同體は生々しき現實となり』 (Larenz, *Deutsche Recht*。『指導者によりて協同體は行動することとなる』 (Beyer, *Nationalsozialismus und Universalis*。『指導者によりて協同體は行動することとなる』 (Munz, in *Deutsches Recht* 1936, S. 354.)

註、『一個人が全體を代表し表現する』といふ思想は、ヘーゲルに於て立憲君主制が全體の自由を表現するといふが如く、獨逸の團體説史に歴史的に流れてゐる思想である。『金子鷹之助教授、獨逸防共思想序説、本誌第一卷第二號二四頁。』

然し指導者の行動が眞に協同體の行動となり得るが爲めには民族が從者として指導者の行動に従つて行動しなければならぬ。ナチス運動 (Bewegung) の指導者ヒットラーにゲルマン的忠誠を誓つて從ふ者達 (Gefolgschaft) の數は日毎に増して獨逸民族協同體の全體に擴大され、權威と人格の指導に信頼と忠誠を誓つて從ふ指導者從者の縦の關係は民族協同體と合體した。換言すれば協同體は指導者と從者とより成り、兩者が同じ方向に向つて進む運動 (Bewegung) の姿に於て把握され、指導者はその一番先頭に立つて進むべき道を示し、協同體を導くのである (H. Im. Das in *Deutsches Recht*。『はばば民族協同體の「道案内者」 (Wegweiser) である』 (Walz, *Der Führerstaat*, in *Deutsches Recht* 1936, S. 304.) 彼は正しき道案内者であるといふ信頼は「彼の數々の業績が示す説得力」から生ずるのである (Stuckart, *Der Nationalsozialistische Führerstaat*, in *Deutsches Recht* 1936, S. 345.)

指導者原理の意義と其歴史的背景

指導者が身を以て範を示すところから人々は従はざるを得なくなるのである (O. S. 304. a.)。我々は茲でタキトッスの記述を想起したい。『統師たちは権力によるよりはむしろ範たるにより……要は感嘆の念によりて衆に將たり。』

然し指導者は従者を無視して前進するのではない。従者の隨行 (Gefolgschaft) あつて初めて指導者と従者とを含めた全體が前進し、指導者の行動が協同體の行動となる。夫故に指導者は時折振返つて果して従者が隨行するや否やを確かめねばならぬ。従者は又その隨行を現實に示さねばならぬ。國民投票 (Volksabstimmung) は之が爲めに行はれるのである。冬期救濟事業 (Winterhilfe) への巨額の獻金は國民投票と同じく隨行の意思表示である。黨大會に於ける「歡呼」(Akklamation) 亦然り。ライヒ議會も同じ目的の爲めに今尙殘されて居る。孰れも指導者が先づ決行したる後に『指導者と民族が一つの意思一つの心を有するか否かを確むる爲めに行はれるのである。事前に行つたのでは指導の本義に反する』(Stuckart, a.)。我々は茲で又ゲルマン時代の民會を想起する。

註、國民投票は既に三回は行はれたが孰れも事後に行はれてゐる。一九三三年十月十四日に決行された國際聯盟及び軍縮會議よりの脱退に關しては同年十一月十二日に、一九三四年八月一日の元首法に關しては同年九月十九日に、一九三八年三月十三日の獨逸再合邦に關しては同年四月十日に行はれ、孰れも壓倒的多数の賛成投票を得て居る。一九三三年七月十四日の國民投票法に基いて行はれたのであるが、同法第二條は「國民投票に際しては、有效投票の多数が決定する」と規定してゐる。ケルロイター (矢部田川共譯、ナチス・ドイツ憲法論二一頁) は「この規定は唯形式的な意味を持つに止る。」併し政治的には「全國民の獲得といふことなのである。」と説明して居るが、ナチスの主張と實際との矛盾を指摘するに急なる學者は「吾々は、ここにも民主主義的及び個人主義的傾向との妥協、多数決原理の採り入れを看過することは出来ない。多数決原理の廢棄を標榜する指導者國家が、果して、この原理を何處まで拋棄し得るか、注目すべき問題である。」(清宮四郎教授、指導者國家と權力分立

國家學會雜誌第五〇卷第六號四一頁」と批判する。然し抑々多數決原理は行動の基準を作る爲めにする複數意思の統合に用ひらるるのである。指導者は國民投票の結果を見て然る後に自己の行動を決定するのではなくして、既に其前に決行して居るのであるから指導の本質と何等矛盾するものではない。又指導の本質から言へば國民投票が如何なる結果をもたらさうとも既になされた決定は何等の影響も蒙らない。

從者が指導者を信頼して現實に隨行して居ると云ふ確證を握ると指導者は更に新しき目標に向つて前進する。從者が之に従ふことによりて民族協同體は前進する。指導者の絶えざる前進は民族協同體の絶えざる運動となる。瞬時も休止せず運動は續けられる。ゴーチック藝術(註)に現れてゐる永遠の「動き」が又獨逸的協同體を特色付ける。夫故に黨は「運動」(Bewegung)と云はれ、國家は「運動國家」(Bewegungsstaat)と云はれる。又語源的に靜態(status)を意味する Staat と云ふ言葉を極力避けんとする。ナチス國家は「靜態に非ずして動態である、存在に非ずして生成せらるる」(H.-H. Dickel a. a. O. S. 286.)

斯くの如く民族協同體は具體的可視的な運動であり、其先頭に指導者が方向を示しつゝ進む大行進である。先頭に立つとは云へ『指導者は從者を超越する者に非ずして内在する者である。従つて獨裁者に非ず、支配者に非ず』(Walz, Der Führerstaat, in "Der" (tscher Juristentag 1936, S. 286.))と説明されるが、之は次の如く解釋さるべきであらう。ナチス學者は指導者に指導さるゝものを或は從者と云ひ或は民族協同體と云ふ。而して又指導者と從者とが協同體を構成すると云ふ。國民勞働秩序法の如きは明かに斯く規定して居る。即ち「從者を超越する者に非ず云云」は「協同體を……」と言ひ換へらるべきものであつて、指導者は從者に對しては超越するが協同體に對しては内在する者である。然かも屢々(殊に民族協同

體の場合に)協同體と從者とは混同される。夫故に指導者は「內在的にして且超越的」なものになる。茲に獨逸的(註三)な考へ方が現れるのであつて、之によつて民主主義と專制主義とが結び付き、指導者と從者とが對立せずして同じ方向に向つて動くと思へることによつて對立的觀念である「支配」は止揚される。現實の政治は極めて獨裁專制的であり乍ら、理念的には指導者が協同體を具體化して居ると考へることによりて又極めて民主的なものになる。茲にナチス的指導者原理の特性が存す。

註一、『ゴーチック藝術と同じ感じをもつた法律觀が今日の法律觀である。』Sauer, Rechts- und Staatsphilosophie S. 358. 『北ゲルマンの文飾模様乃至はゴーチック寺院の建築様式から考へて見ても、獨逸文化の創作者として想定せらるゝ「獨逸人」が「動き」を生命とし活動に次ぐ活動、一瞬も休止するを欲せざる傾向が窺はれる。』三浦新七博士、前掲三九頁。

註二、『超越的にして同時に內在的』といふ考へ方は、カントに於ける先驗的觀念即範疇が感覺を超越せるものであり乍ら、その感覺を內在的に規制するものなると同じく、獨逸思想史に歴史的に根ざせるものである。而してヒットラーは……國民を全然超越のみせるものに非ずして、同時に又國民の中に内在せるもので、獨裁者であり乍ら國民意識乃至は國民總意其者を最も直接正確に表現するもの眞の意味に於て最も民主的なものである。』金子鷹之助教授、前掲二四頁。

## 五

民族協同體の内部には各種の團體が存在するが、之等の團體も亦協同體である。部族といふ民族協同體が氏族と云ふ協同體によりて構成された様に、各部門に於ける各種の協同體は獨逸民族協同體の構成員であり、夫々民族協同體を具體化する。従つて夫等の協同體に於ても亦民族協同體と同じく指導者と從者との關係が成立しなければならぬ。

例へば市町村に於ては市町村長、經營協同體に在りては企業家が指導者として自主的に立法し、協同體を運營する。即ち權威を以て自己の從者を指導する、自主的ではあるが當該協同體が直接に屬する、より大なる、協同體の指導者に對して責任を負ひ、究極に於て最高の指導者に對して責任を負ふ。プロイセン的「下に對しては權威、上に對しては責任」の原則によりて各協同體の指導者に權威と責任の指導が任されると共に、之によりて上下の指導者が結合され、各個の協同體が夫々、より大なる協同體の構成員となり、結局に於て民族協同體の眞の構成員となる。又同時に最高の指導者の指導は各段階の指導者を通じて最下の協同體に迄徹底する。指導者の上下の階序夫自體が權威をもつのもなく、單に協同體が、より大なる協同體を構成するのではない。上下の指導者は人格的に結合し、指導者と云ふ人によりて協同體はより大なる協同體の構成員となるのである。即ち自由民主主義的な下より上への意思形成を否定して指導者原理を特色付ける、上より下へ權威を以て臨むと共に責任をもつ、と云ふ「下に對しては權威、上に對しては責任」の原則は、天稟の指導者、理想的な指導者である最高の指導者以外の下級指導者に對して主として適用される原則と見らるべきものであつて、その意味に於て指導者原理を稍々普遍化するものである、と同時に各協同體を最高の指導者に迄關係付けて眞の意味での指導者國家を作り上げるものである。最高の指導者は下に對しては權威を以て臨むが責任は民族に對して負ふと説明される。蓋し此民族が彼より上なる者である。ヒットラーは言ふ『神が此世に於て余に與へし最高のものは我が民族である。……民族に余は獻身的に奉仕する』と（一九三五年の演説）。然し理念的に最高の指導者は民族を具體化するものであり『指導者の民族への誠實は自己自らへの誠實であり』（H. H. Dietze a.）、責任は自己に對する責任となる。制度としても理念としても最高の指導者の責任を問ふことは出來ない。

指導者は理念的には極めて民主的であるが現實には獨裁者である。夫故に單なる理想に走らず現實的に物を考へる獨逸人は民意暢達の途をも開いて居る。従者の側の意思や希望を指導者に傳へ、指導をして過ちなからしむるために、指導者顧問 (Ehreräte) なる制度を設けて居るのである。勿論茲に於ても亦指導者原理が行はれ、顧問達の合議制で議決して執行を迫るのではなく、單に意見を述べて指導者を輔弼するのであつて決斷はどこまでも指導者が爲す。最高の指導者に對しては大臣、市町村に在りては市町村顧問 (Gemeinderäte)、經營協同體に在りては信任者協議會 (Vertrauensrat) が指導者顧問となる。指導が單に理念的に獨裁でないばかりでなく制度的にも然らざる所以茲に在り。之を顧問原理 (Ratsprinzip) と云ふ。

指導者原理は最高の指導者に付てはヒットラーと云ふ天稟の指導者を得て理想的に行はれて居るが、經濟其他の部門に在りては從來からの企業者なり團體の長なりを其儘指導者と認め團體構成員を従者となしたのであるから直ちに協同體精神、ナチス世界觀を完全に體得して指導者原理の運用をして過ちなからしむることは困難である。従つて指導者も従者もその地位に應じて負へる義務を良心的に履行すべく萬一義務の違反著しき場合には之を訴追するために、社會的名譽裁判所 (soziale Ehrengericht) の設置を必要としたのである。(昭和十四年七月十日稿)